

青森県特別栽培農産物認証制度要綱集（令和5年12月12日改正）抜粋

栽培期間中節減対象農薬及び化学肥料を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産される農産物における節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量に関する慣行値及び認証基準値

作物名	基準作型	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (10a 当たり窒素分量)	
		慣行値 回	認証基準値 回以下	慣行値 kg/10a	認証基準値 kg/10a 以下
水稻	普通栽培	17	8	8.0	4.0
小麦	普通栽培	4	2	8.0	4.0
大豆	普通栽培	6	3	3.0	1.5
小豆	普通栽培	8	4	3.0	1.5
そば	普通栽培	2	1	2.0	1.0
なたね	普通栽培	2	1	8.0	4.0
ながいも	普通栽培	16	8	21.0	10.5
にんにく	マルチ栽培	20	10	20.0	10.0
ごぼう	春播き栽培	12	6	20.0	10.0
だいこん	3～4月播き栽培	8	4	8.0	4.0
	5～8月播き栽培	12	6	6.0	3.0
にんじん	3～4月播き栽培	8	4	19.0	9.5
	5～7月播き栽培	15	7	19.0	9.5
ばれいしょ	普通栽培	12	6	11.0	5.5
キャベツ	春播き栽培	18	9	20.0	10.0
	夏播き栽培	14	7	19.0	9.5
レタス	春播普通栽培	8	4	18.0	9.0
	夏播普通栽培	12	6	12.0	6.0
ねぎ	普通栽培	21	10	20.0	10.0
トマト (ミニトマト含む)	雨よけ栽培	22	11	30.0	15.0
きゅうり	普通栽培	22	11	35.0	17.5
ピーマン	普通栽培	8	4	25.0	12.5
メロン	トンネル早熟	18	9	15.0	7.5
ブロッコリー	普通栽培	7	3	23.0	11.5
すいか	普通栽培	14	7	16.0	8.0
えだまめ	普通栽培	6	3	5.0	2.5
かぼちゃ	普通栽培	6	3	11.0	5.5
はくさい	夏播き栽培	9	4	23.0	11.5
やまのいも	普通栽培	12	6	24.0	12.0
なす	普通栽培	17	8	28.0	14.0
ほうれんそう	5～9月播き栽培	6	3	10.0	5.0
	10～11月播き栽培	4	2	10.0	5.0
アスパラガス	普通栽培	13	6	47.0	23.5
スイートコーン	普通栽培	11	5	25.0	12.5

こかぶ	普通栽培	13	6	14.0	7.0
さやいんげん	普通栽培	14	7	30.0	15.0
いちご	促成・半促成栽培	40	20	20.0	10.0
りんご	普通栽培	36	18	15.0	7.5
ぶどう	普通栽培	22	11	15.0	7.5
おうとう	普通栽培	15	7	15.0	7.5
なし	普通栽培	18	9	15.0	7.5
もも	普通栽培	26	13	14.0	7.0
すもも(日本すもも・プルーン)	普通栽培	19	9	14.0	7.0
カシス	普通栽培	0	不使用	4.0	2.0

- 注：1. 数値は種子消毒及び育苗段階も含む。ただし、「節減対象農薬：不使用」の申請において、農薬（節減対象農薬）不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、合計カウントしない。
2. 適用地域は、県下全域とする。
3. 適用品種は、全品種とする。
4. 着果促進剤などの植物成長調整剤で、使用方法が一般的に局所的であり、その局所に重複せずに使用されるものは、生育期全体を通じて1回とする。
ただし、複数成分の薬剤については、その成分回数とする。
5. 接ぎ木苗で、台木及び穂木双方に農薬を使用している場合は、双方を合わせた成分回数とする。
ただし、台木及び穂木で同一農薬を使用した場合は、合わせて1剤と見なして、その成分回数とする。
6. 展着剤は、使用しても成分回数には含めない。
7. 性フェロモン剤等の有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬及び農薬メーカーから「化学合成されていない」との回答を得て、県が認めた農薬については、使用しても成分回数には含めない。
ただし、栽培管理記録において、当該農薬の使用記録を記載すること。